

令和5年12月14日

1. 出席議員

議長	吉川里己	副議長	松尾初秋
1番	古賀珠理	2番	山崎健
3番	毛利清彦	4番	中山稔
5番	江口康成	6番	吉原新司
7番	朝長勇	8番	豊村貴司
9番	上田雄一	10番	古川盛義
11番	山口幸二	12番	池田大生
13番	石橋敏伸	15番	末藤正幸
17番	山口昌宏	18番	牟田勝浩
19番	杉原豊喜	20番	江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	川久保和幸
次長	奥幹久
議事係長	草場章徳
議事係員	木寺裕一朗

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政
副	市長	北	川	政次
教	育	松	尾	文雄
総	務	秋	月	義則
総	務	黒	尾	聖洋
企	画	庭	木	淳
企	画	山	北	太
営	業	山	崎	正和
営	業	佐	々	木征夫
福	祉	諸	岡	利幸
福	祉	後	藤	英明
こ	ども	古	賀	龍一郎
こ	ども	諸	岡	智恵
ま	ち	野	口	和信
環	境	弦	卷	一寿
総	務	江	上	新治
企	画	小	柳	真一
財	政	藤	井	喜友
会	計	谷	口	勝
選	挙	山	田	英昭
監	査	前	田	実彦
農	業	田	栗	和彦

議 事 日 程 第 5 号

12月14日（木）10時4分開議

- 日程第1 第77号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
(質疑・総務常任委員会付託)
- 日程第2 第78号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(質疑・総務常任委員会付託)
- 日程第3 第79号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例
(質疑・総務常任委員会付託)
- 日程第4 第80号議案 武雄市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
(質疑・総務常任委員会付託)
- 日程第5 第81号議案 武雄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(質疑・総務常任委員会付託)
- 日程第6 第82号議案 武雄市都市公園設置条例の一部を改正する条例
(質疑・産業建設常任委員会付託)
- 日程第7 第83号議案 武雄市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
(質疑・産業建設常任委員会付託)
- 日程第8 第84号議案 武雄市教育委員会の組織に関する条例を廃止する条例
(質疑・福祉文教常任委員会付託)
- 日程第9 第85号議案 字の区域の変更について
(質疑・総務常任委員会付託)
- 日程第10 第87号議案 令和5年度武雄市一般会計補正予算（第8回）
(質疑・所管常任委員会分割付託)
- 日程第11 第88号議案 令和5年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
(質疑・福祉文教常任委員会付託)
- 日程第12 第89号議案 令和5年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）
(質疑・産業建設常任委員会付託)
- 日程第13 第90号議案 令和5年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計補正予算（第1回）
(質疑・産業建設常任委員会付託)
- 日程第14 第91号議案 令和5年度武雄市下水道事業会計補正予算（第2回）
(質疑・産業建設常任委員会付託)
- 日程第15 第92号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(質疑・福祉文教常任委員会付託)

日程第16 第93号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例

(質疑・福祉文教常任委員会付託)

日程第17 請願第4号 精神障害者保健福祉手帳の表記にかかる意見書の採択に関する請願書

(趣旨説明・質疑・福祉文教常任委員会付託)

開 議 10時4分

○議長（吉川里己君）

それでは本会議を開会したいと思います。

前日に引き続き本日の会議を開きます。

日程に基づき議事を進めます。

日程第1 第77号議案

日程第1. 第77号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第77号議案に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第2 第78号議案

日程第2. 第78号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第78号議案に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第3 第79号議案

日程第3. 第79号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第79号議案に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第4 第80号議案

日程第4．第80号議案 武雄市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第80号議案に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第5 第81号議案

日程第5．第81号議案 武雄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第81号議案に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第6 第82号議案

日程第6．第82号議案 武雄市都市公園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第82号議案に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第7 第83号議案

日程第7．第83号議案 武雄市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第83号議案に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第8 第84号議案

日程第8．第84号議案 武雄市教育委員会の組織に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

第84号議案に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第9 第85号議案

日程第9. 第85号議案 字の区域の変更についてを議題といたします。

第85号議案に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第10 第87号議案

日程第10. 第87号議案 令和5年度武雄市一般会計補正予算（第8回）を議題といたします。

第87号議案に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分につきましては、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第11 第88号議案

日程第11. 第88号議案 令和5年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

第88号議案に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第12 第89号議案

日程第12. 第89号議案 令和5年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

第89号議案に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第13 第90号議案

日程第13. 第90号議案 令和5年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

第90号議案に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 14 第 91 号議案

日程第 14. 第 91 号議案 令和 5 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 91 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 15 第 92 号議案

日程第 15. 第 92 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。諸岡福祉部長

○諸岡福祉部長〔登壇〕

おはようございます。第 92 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書（その 2）、3 ページを御覧ください。

本議案は、地方税法等の一部改正に伴い、条例を改正するものです。

第 23 条第 3 項につきましては、国民健康保険税の納税義務者またはその世帯に属する被保険者が出産予定の場合または出産した場合の当該納税義務者に対する所得割額及び均等割額の軽減措置を規定しております。

軽減対象期間としましては、単胎の場合、出産予定日または出産した日の属する月の前月から 4 か月間、多胎の場合は、出産予定日または出産した日の属する月の 3 か月前から 6 か月間です。

軽減される税額としましては、令和 6 年 1 月以降の対象期間の出産被保険者にかかる所得割額及び均等割額全額です。

第 24 条の 3 につきましては、その軽減措置を受けるために必要な手続を規定しております。出産予定日の 6 か月前から届け出ることができ、また、市長が手続に必要な事項について確認することができる場合は届出を省略させることができるとなっております。

本条例の施行日は令和 6 年 1 月 1 日です。

以上で補足説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉川里己君）

92 号議案に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 16 第 93 号議案

日程第 16. 第 93 号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。諸岡福祉部長

○諸岡福祉部長〔登壇〕

第 93 号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を申し上げます。

議案書（その 2）、8 ページをお願いいたします。

本議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、条例を改正するものです。

戸籍法の改正により全国の戸籍のネットワークシステムが整備されることから、本籍地以外で戸籍謄本等の広域交付ができるようになることに伴い、手数料条例の規定を整備し、全国統一となる手数料とするものです。

あわせて、戸籍謄本の代わりに戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号、いわゆるパスワードとなるものを発行する手数料について改正するものです。これは、行政機関の手続で識別符号を提出することで戸籍謄本等の提出が不要となり、手続ができるようにするものです。

本条例の施行日は令和 6 年 3 月 1 日です。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉川里己君）

第 93 号議案に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 17 請願第 4 号

日程第 17. 請願第 4 号 精神障害者保健福祉手帳の表記にかかる意見書の採択に関する請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。8 番豊村議員

○8 番（豊村貴司君）〔登壇〕

精神障害者保健福祉手帳の表記にかかる意見書の採択に関する請願書について請願趣旨理由を述べます。

J R 九州をはじめ、J R 各社の鉄道乗車券には障害者割引制度があり、身体障がい者と知的障がい者においてそれぞれの障害者手帳、療育手帳に旅客運賃低減の表記がなされている場合に運賃を半額とするように規定されています。しかし、精神障がい者には割引の適用がありません。

この問題について、令和3年2月26日の衆議院予算委員会第5分科会で行われた質疑で、国土交通省は、JRによると、精神障害者保健福祉手帳に介護の要否が表記されていないとの理由から、精神障がい者を割引対象にしていない旨の答弁をしました。

障害者手帳等に旅客運賃低減という表記があれば、鉄道運賃割引の対象とすることとされています。精神障害者保健福祉手帳にはこの表記がありません。身体及び知的障がい者と精神障がい者の待遇に区別をつけることは差別に該当し、障害者基本法第4条、障害者差別解消法第8条に違反します。

佐賀県において、JR鉄道線以外の公共交通機関は、JRバスも含めて精神障がい者にも割引制度を適用しています。

こうした観点から、下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

1、JRの乗車券における障がい者割引について、精神障がい者も対象者に含めることができるよう精神障害者保健福祉手帳に旅客運賃低減を表記すること。

請願者、宮城保之。

紹介議員、豊村貴司です。

○議長（吉川里己君）

請願第4号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。9番上田議員

○9番（上田雄一君）〔登壇〕

今回、この請願については、請願者が江北町の方ということで記載がなされておりますけど、なぜ今回、武雄市でこれが出てくるのかと、あと、もし御存じであれば江北町の状況、江北町議会も今、開会中かと思っておりますけど、そちら側でもう既に意見書として提出されているものなのか、そこら辺も含めて、あと県内全体の状況がどういうものなのかというのを教えていただければと思います。

○議長（吉川里己君）

8番豊村議員

○8番（豊村貴司君）〔登壇〕

この方が江北町在住なんですけれども、武雄市内で福祉のNPO法人の代表をされてまして、そのことで私のほうに紹介ありました。

江北町議会での動きというところは、私は把握していないんですが、佐賀県の精神保健福祉連合会のほうからも、JRに対し要望書が提出されたことがある、団体としてそういった動きを取られたことがあるというところは確認をしております。

○議長（吉川里己君）

9番上田議員

○9番（上田雄一君）〔登壇〕

ありがとうございます。

私がお伺いしたいのは、今回が、この件について意見書を提出するような形になるのであれば佐賀県で初めてになるものなのか、もう既に、江北町ではもうしてますよとか、県内のほかの議会ではもう既に実施されてますよとか、そういう事例があるのかどうなのかを確認させてもらいたかったところですので、お願いします。

○議長（吉川里己君）

8番豊村議員

○8番（豊村貴司君）〔登壇〕

実際に議会で請願が出されたというところは、私は聞いていません。確認できてませんけども、ほかの市議会の方にこの話はしたというところは伺ってますが、請願書まで出したというところは、私は伺っていません。ですから、私が把握している分では、ちょっと初になるのかなというふうに思います。

ちょっと、そこは正確には、ちょっとすみません、確認できていないので言えないです。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。19番杉原議員

○19番（杉原豊喜君）〔登壇〕

身体及び知的障がい者と精神障がい者の待遇に区別をつけることは差別に該当し、障害者基本法第4条、障害者差別解消法第8条に違反しますと、ここにきっぱり違反しますと言い切っておられます。本当にこれは違反するわけですかね。

しかし、本当にこれが違反するようだったら、法的対応を求めるべきじゃなかろうかと思えますけど、それに対して。

○議長（吉川里己君）

8番豊村議員

○8番（豊村貴司君）〔登壇〕

障害者基本法第4条についてちょっと申し上げます。

「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」。

障害者差別解消法第8条に関しては、「事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」ということで、請願者の思いとしては身体、知的、精神という障がいの区分がある中で、そこで差が出るというところは、この基本法の理念に関して反するのではないかというふうなところでは言われてます。

○議長（吉川里己君）

19番杉原議員

○19 番（杉原豊喜君）〔登壇〕

私、障がい者をつるしているんじゃないんですよね。もう確実に法的に違反しますということを書いていますので、本当に法的に違反するのかと。法的に違反したら法的対応を求めていくべき、これが本筋じゃないかなと思って質問をしているんです。

ですから、法的に違反しますと確実に言い切ることができるんですねと、ここで再度お伺いします。

○議長（吉川里己君）

8 番豊村議員

○8 番（豊村貴司君）〔登壇〕

先ほど述べました障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律にうたっている部分と照らし合わせてそこは合致しないのではないかというふうなところで、そういった意味も込めての請願になっているというふうなところです。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は福祉文教常任委員会に付託をいたします。（発言する者あり）

〔18 番「議長、議事進行」〕

18 番牟田議員

○18 番（牟田勝浩君）

議事進行としてお願いと、継続をお願いしたいんですけども、今回ですね、開会の時間が10時というふうに提示してありますけども10時に始まらなかった。通常はその前に、1分前にでも、議長がこうやって、延期しますということを壇上で述べて延期しているというのが今までのやり方じゃないですけど、これはもう多分、議会のほうで決まっているんじゃないですかね。だから、その辺のところをきちんと、事務局がきちんとそういうところを指導してほしい、指導というか、言っていただきたいというのが1点目。

それともう一つは、議運がぎりぎりまであって、今までも、延期してから議運の報告時間というのを10分少々必ず取っておりました。そうしないと延期したまま、ぎりぎりになったまま、我々も内容も分からず、今回は杉原議員さんが説明したほうがいいよという形でアドバイスいただいたので分かりましたけども、これが前例になってはいけないなということで議事進行を出させていただきました。

例えばお昼前になっても、お昼にこれを延期しますと。今はないですけども、午後5時過ぎると、あらかじめ延期しますというのを、きちんとこの議会の会議規則にのっとりやっておりました。

ぜひ、これが前例にならないよう、そして議運も延期になって、中でいろいろ論議されるのはいいことだと思います。ただし、議運は会派の代表ですので、会派への説明の時間もきちんと取っていただくこと、これが前例にならないようお願いしまして取扱いしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉川里己君）

ただいま 18 番牟田議員さんから御指摘がありましたけれども、やはり開会時間を遵守するといったことは基本的なことでありますので、ここは議長、議会事務局共に反省した上で、今後こういうことがないようにしていきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 10時24分